

令和元年度 第1回山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 令和元年8月1日(木) 14:00~15:30
開催場所 山形県自治会館 602 会議室
出席委員 岸昌子、横尾峰子、佐藤美紀子、大武義孝、工藤隆弘、黒澤ちよ子、
長谷川正芳、佐藤修一、蔵増由加里、高橋勝幸、藤科智海、金光秀子
(順不同、敬称略)

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成30年度の実施状況について
 - (2) やまがた食の安全・安心アクションプランの令和元年度の取組みについて
- 4 閉会

【議事録】

(1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成30年度の実施状況について (事務局)

追加資料1に基づき、やまがた食の安全・安心アクションプランの概要を説明。
資料1に基づき、平成30年度の実施状況について説明。

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

今、事務局から報告された中で、ほとんどのものは開催されていることを知らなかった。(昨年度の「食育県民大会」で、フードジャーナリストの向笠千恵子氏が講演を行った旨の事務局からの説明について、) 向笠先生のお話を聞きたかったが、開催されたことを知らなかったため、残念であった。県のメルマガは受信しているが、自ら見に行かないと情報を得られないものが多く、入ってこない情報が多いと思った。図書館等でも情報を確認するなど、アンテナを張っているつもりだが、チラシも見ることがなく、目にする機会がなかった。メルマガに載せてもらうことなどはできないか。

(事務局)

食育県民大会の情報が行き渡っていなかったということで、たいへん申し訳なかった。向笠氏の話を知りたいという方で、たいへん賑わったと聞いている。昨年、食育関連で情報交換している各市町村の団体に情報提供し、県のホームページにも出していたが、参加を希望する方に情報が届いていなかったということで、きめ細かくできていなかった部分があったと思うので、今後検討していきたい。

(事務局)

チラシ等を見たことがないという御意見をいただいた。私どもも、食の安全に関する生活情報や、タイムリーな情報を提供する際に、あらゆるチャンネルを活用したいと思ってやっているが、なかなか伝わらない部分もある。特に、食の安全に関するインフォメーションコーナーということで、チラシをスーパー等に貼ってもらっているが、入口やトイレの前等にあり、立ち止まって見られる方はなかなかいないのかなと感じている。今後、もっと知ってもらうため、周知のため、努力を続けていきたい。

また、インターネットを使わない方に対しての周知ということで、ホームページへの掲載だけということではなく、いろいろな手段を使っていきたいと思っている。

(委員)

県の食の安全が、これだけ多岐に渡った取組みによって守られているということが、よく理解できた。表示について、来年4月から完全施行になる中で、栄養成分表示が出てくるわけだが、現状で、どれくらいされているのかといったことを把握しているのか教えてほしい。もう一点は、道の駅や産直センター等で売られている加工品等について、食品表示を規制するのが難しいのではないかと考えている。そうした点について、どのような取組みをしようとしているのか伺いたい。

(事務局)

来年4月1日から加工食品は新しい食品表示に移行することになっている。移行のため5年間の経過措置期間が設けられたわけだが、あと半年を切りそうなところまできている。進捗状況についての調査を実施したことはないが、業界の方からのお話を聞くと、新しい食品表示に移行するにあたって一番難しいのは、栄養成分表示とのことである。栄養成分表示の義務化にもなるので、「食塩相当量」等、換算しながら表示するなどの対応が必要となる。保健所に栄養士が担当している部署があるので、個別の商品について連絡、相談いただきたいと考えている。栄養成分表示が難しいということで、国では、栄養成分表示の換算表（日本食品標準成分表）をホームページに掲載している。

また、産直センター等における食品表示については、保健所の食品衛生監視員が検査、立ち入り等で行ったときに、表示違反の割合が高かったということがあった。具体的には、醤油で漬けた漬物について、醤油に小麦が入っているため小麦のアレルギー表示をしなければならないが、されていなかったという表示ミスが多かった。産直センター等については、関係課と一緒に表示の講習会を行ったり、個別相談などにより、重点的に取り組んでいる。

(委員)

書き振りについて、気になったところがある。

資料1の5ページのNo.37について、「大量調理施設全てに」とあるが、数を書いたほうがいいのか。

資料1の4ページのNo.26について、「13施設に対し、延べ16施設」の実績値が123%とされている。こういった表現もあるとは思いますが、100%という表現のほうがよいのではないかと。

(事務局)

No.37については、数値を追記する。

No.26については、123%を100%に修正する。

(2) やまがた食の安全・安心アクションプランの令和元年度の実施について

(事務局)

資料2-1～資料2-4に基づき説明。

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

来年度に向けた食品表示の講習会ということで、山形県食品衛生協会と一緒に開催すると思うが、裏面の表示の義務化だけではなく、食品のパッケージの表面についても講習をしてほしい。例えば、山形県の「でわかおり」を使ったそば茶を売るときに、その脇に、体によいとか、色々な面で体にやさしいとか、血がきれいになるとか、売りたいがために他の商品と差別化するためのキャッチコピーをつけてくるが、根拠のない表示ということで、ダメですよと指摘がくる場合がある。メーカーに問い合わせると、ホームページで調べた、などということであるが、それは根拠がないということで、パッケージが全部刷り直しになってしまう。表面のほうのキャッチコピーについての講習もあわせて実施していただきたい。

(事務局)

いわゆる効能を謳うときは、根拠を国に届出する必要がある、そういったものがないと効能を謳ってはいけないことになっている。私どもの講習会では、担当の部分だけの講義になってしまいがちだが、健康増進法も含め、表示のトータルの部分での講習会の開催というものも考えていきたい。

(委員)

メーカーは、表示の根拠として、関係団体のホームページ等で調べているようだが、“どこを見て、どうすればこの文言を使っているのかが分かるのか”などと聞かれたことがある。パッケージを何万枚も刷ってから使えなくなった、などということがないよう、使っている文言の調べ方等について、講習会等で具体的に教えていただきたいと思っている。

(委員)

現在、観光土産品公正取引協議会という経済産業省の東北経済産業局管轄の会議の山形県のとりまとめ役もさせていただいているが、そこでは、そういった類のものを検査したりチェックしたりしている。今日出席の事務局の皆さんというよりも、県のホームページや、観光土産品公正取引協議会の窓口である商工会議所辺りで対応するような案件であるように感じた。

(委員)

水産物のところで、岩ガキや貝毒の安全対策についての報告があった。庄内浜はたいへん魚種が多く、「コープしろにし」の「庄内海丸」では、見たこともないような魚が毎日並ぶ。「庄内海丸」ができて何年にもなる。私も庄内浜の魚について詳しくなり、美味しくいただいているが、安全性について、どのような検査をしているのか聞かせていただきたい。

(事務局)

「庄内海丸」については、もともと庄内の魚が内陸にあまり入ってこないということで、なんとか庄内の美味しさを内陸の方にももっと広めていこうという取組みの一環として、県漁協に依頼して直接持ってきて販売していただくということで始まったものである。

安全安心の観点からは、貝以外では検査はしていない。流通段階で、たとえばフグ等の食べられないものは、直接消費のルートにはのらないようになっている。毒がある魚は流通していないので、お店で売っている魚については、安心して食べていただいて結構ではないかと思う。

さらに、季節によって色々な魚が運ばれて来る上に、浜のお母様方が一手間かけた加工食品も出している。たくさんとれる魚ではない、漁師のまかない魚のような、あまり値段はつかないが美味しいとか、そういった魚をお母様方が一手間かけて出しているものもあり、庄内のスーパーでもなかなか出回らないものもあると思うので、ぜひご賞味いただきたい。

(事務局)

「庄内海丸」の衛生管理については、他の魚屋と同じように、保健所から魚介類販売業の許可をとっている。移動販売の「海丸」は、自動車による魚介類販売業の営業許可をもらって魚を販売している。基準については、温度管理（10度以下の冷蔵）をできること、トラックの上に給水タンクを設けており手洗いをできる構造になっていることなどから、魚介類販売の衛生基準をクリアしている。

(委員)

ジビエ（野生鳥獣の食肉）料理がけっこう日本で流行っていると思うが、ジビエ料理についての安全性について教えていただきたい。

(事務局)

ジビエ料理については、例えば北海道庁では、盛んにエゾシカによるジビエ振興を図っている。

また、中部以西でも、イノシシ等でジビエ振興を図ろうとしていたが、中部地方は今、イノシシは豚コレラの問題で、難しくなっている。

東北・関東は、放射性物質検査の対象地域になっている。東北、関東、新潟、長野、山梨、静岡の17都県は、野生鳥獣も含めて検査対象となっているため、と畜場で解体処理ということではなく、例えば熊専用といった食肉処理施設を設け、全部について放射性物質の検査を実施する必要がある。県内で実質稼動しているのは2施設。1つは小国町の小玉川の熊まつりの施設で、熊専用の食肉処理の許可施設である。東北でやるには、放射性物質の検査をクリアしないと厳しい。

(事務局)

ジビエに関連して、野生鳥獣の農作物被害は全国的にも顕著になっており、その対策はそれぞれの県で行っている。その裏腹で、ジビエの振興は、ここ何年か、盛んになってきたと思っている。そういったことを背景に、厚生労働省では、平成26年に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を出した。これに基づいた施設で食肉処理を行った上で、さらに、その調理についても指針で示されているなど、今、ジビエの衛生管理は厳格に行われている。ただ今説明のあった県内の2つの事例についても、この指針に基づいて許可を出している。

(委員)

安全安心の認証制度や山形県版GAPの取組みは、入り口として非常にいい取組みだと思う。これを進めていくためには、この認証を取得した農産物が、少しでも高く売れるような方向に向かうことができればいいと思う。ヨーロッパ等では、認証等の格付けの仕方が上手にできており、それが取れているものは価値が高くつくということである。そういった意味で、県版GAPを取得した農産物に対して、何か取組みはされているのか伺いたい。

(事務局)

県版GAPのPRについては、先週、県庁食堂を利用して、県版GAPの昼食を、1日50食限定で出させていただいた。3日間限りだったが、毎日100件ほどの申込があり、急遽もう一度農家さんをお願いしたりなどして食材をかき集めた。

また、GAPのPRイベントを、9月7日(土)、8日(日)に、イオンモール天童での開催に向け、今進めている。近くになったら、マスコミへのプレスリリース等により周知していきたい。

(委員)

GAPの認証に取り組むことによって販売価格が上がるというようなことになればいいなと思っている。そうした中で、質問でも意見でもないが、JAグループはこういう考え方でやっているというのを紹介させていただきたいと思う。「GAP」は、「県版GAP」のほかに、「JGAP」や「グローバルGAP」といった第三者がお墨付きを与えるという制度がある。ただ、そうした認証を取得した農家で作ったものが安全で、それ以外の農家のものが安全でない、というのは皆さん心配だと思う。私どもが力を入れているのが、高いレベルのGAPはもちろんだが、全体の底上げをしっかりとしていけないということである。県内の農家、若い方も年配の方も大勢いらっしゃるので、そこで、「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」というものがあり、JAグループのみならず、県を中心としたオール山形で、農業関係者、生産者がこの制度に取り組んでいる。GAPという取組みというのは、食べ物の安全、農家の安全、環境に悪影響を与えないようにするといった目的で取り組んでおり、認証までは受けられないかもしれないが、県内全ての農家、JAとかJA以外とか関係なく、県産の農畜産物は安全だ、安心だ、と思っただけのように県と一緒に取り組んでいるので、ぜひ、“GAP認証のものはすごくいい、それ以外のものも間違いない”ということで、ご理解いただきたい。

(委員)

消費者として、心配なことが2点ある。一つは表示の問題で、大豆が使われている豆腐など、産地が書かれておらず、ただ「遺伝子組み換えではない」だけ表示されているものはアウトか。改善の見込みはあるのか。

もうひとつは、ある除草剤について、発がん性が疑われるため、他の国では禁止しているところが多くなってきているが、日本では使用可能である。実際に使っている農家も多い。ドラッグストアなどでは店頭にも置いているため、なんとかならないのかと思っている。非常に心配なところである。

(事務局)

表示の件については、資料2-4の「3 食品表示」に記載の「平成29年9月からの新たな原料原産地制度の経過措置期間」のとおり、原料原産地の表示については、令和4年3月までは経過

措置期間で、令和4年4月以降は、原料原産地を表示しなければならなくなる。

(事務局)

委員から発言いただいた除草剤の件については、国内の農薬は、国内の農薬取締法に基づいて流通や使用が規制されており、認められてもいる。農薬取締法の中で、今のところ規制等はないため、それに沿って対応していきたいと考えている。

(委員)

この除草剤の件については、今、事務局からお話のあったとおりである。ヨーロッパあたりでは不買運動が出ているような話もあり、アメリカでは訴訟問題があるが、農水省では問題はないとしている。

(3) その他

(座長)

その他について、何か意見等あれば、発言いただきたい。

(委員)

遺伝子組み換えの表示について、今まで“5%ルール”が認められ、5%以内であれば「遺伝子組み換えでない」という表示ができたが、2023年4月からは、遺伝子組み換えが少しでも検出されれば、その表示ができなくなるということである。それを、業者がたくさんいる中で、山形県ではどのように指導されていくのかを伺いたい。メーカーが検査をして、不検出になった書類を提出しても、行政のほうでもう一度検査をして、少しでも出れば違反ということだが、あと3年ということで、消費者として気になる場所であり、行政もメーカーもみんな気にしていると思う。

(事務局)

遺伝子組み換えかどうかという検査は、県では技術的にできない。農林水産省のほうで検査を行うということで進んでいくものと思っている。

制度の組み立ても、今年に入ってからマスコミ報道も流れていたが、今、国のほうで検討されているとのことであり、これから細かい部分が出てくると思うので、注視して見ていきたいと思っている。

終了